

令和6年度第1回井川町情報公開審査会 会議次第

日 時 令和6年8月26日(月)

午後2時30分

場 所 秋田県市町村会館

1. 開 会

2. 事務局挨拶

3. 委員紹介

4. 議題

(1) 諮問事項の審議

- ・諮問第1号(総務課総務班設置の電話による自動音声録音データ収集に関する公文書の公開決定)について
- ・諮問第2号(『井川町廃棄物の処理及び清掃に関する条例第25条各項』に基づく『令和3年度井川町廃棄物処理計画』に係る告示に関する公文書の非公開決定)について
- ・諮問第3号(町指定ごみ袋以外のポリ袋等の使用による一般廃棄物の排出に係る即時強制について廃掃条例に基づく告示に関する公文書の非公開決定)について

5. その他

- (1) 今後の審査会の開催方法について(書面開催方式の導入)

6. 閉 会

諮問第1号について

<p>諮問の概要 (令和6年度諮問第1号)</p>	<p>不服申立て事案についての諮問 (情報公開審査会)</p> <p>(公開請求する公文書の名称) 「総務課総務班に設置された電話 (018-874-4411) による自動音声録音データ (ナンバーディスプレイ機能による電話番号を含む) 収集に係る契約及び運用公表について ①契約の方法及び内容 (随意契約の場合は「地方自治法施行令第167条の2第1項」の号を付した理由書) 等を付した決裁後の起案文書 ②設置運用に係る告示文又は公表記事 (ホームページ、広報など)</p>
<p>実施機関</p>	<p>井川町長</p>
<p>決定年月日</p>	<p>令和5年2月27日 (公文書公開決定)</p>
<p>決定の理由</p>	<p>「ナンバーディスプレイ機能」の文書は保存年限を過ぎた為、破棄されており不存在。 ①自動音声録音に係る契約についての起案文書を公開 ②当該公文書は作成していないため不存在</p>
<p>不服申立て年月日</p>	<p>令和5年3月14日</p>
<p>諮問年月日</p>	<p>令和6年6月14日</p>
<p>審査請求理由の概要</p>	<p>ア. 公開決定を取り消し一部公開決定とすること イ. 公開文書中、起案別紙の、随意契約理由、業者指定理由について不備があるため是正を求める ウ. 通話録音の事前公表がないことは不適正であるため是正を求める の3点を理由に「公文書公開決定」を取り消すよう求める。</p>
<p>弁明書の概要</p>	<p>本件審査請求を棄却するとの裁決を求める。 審査請求理由のうち、「イ。」及び「ウ。」については、公文書の存在・不存在に係る公開・非公開を巡っての提起ではなく、審査請求人の考える「適正な運営の確保」のために公文書の修正や、特定の文書を作成するなどの何らかの作為を要求する趣旨のものである。仮に審査請求人の考える「適正な運営の確保」が為されたところで、審査申立人自らが個人的に利益を得られるものではない。 「ア。」について、当町情報公開条例では、公文書一部公開決定とは、公開対象の公文書の一部に個人情報等の「開示しないことができる情報」が記載されていた場合に、当該部分を黒塗りする等の方法を用いて公文書を公開する際の処分であることが規定されている。他方、当町の情報公開条例の運用上、外部の人間である申請者が当町にどのような公文書が存在するか知ることが難しいことを勘案し、関連性のある文書の申請については、無理のない範囲で1件の情報公開申請として処理している。仮に本件処分を「一部公開決定」に改めたとしても、本件処分に係る当町に存在する文書の写しについて、原処分が行われた時点で全て送付しているため、審査請求人が当町の公文書から新たな情報を得ることによる利益はない。</p>
<p>反論書 (審査請求人の不利益になることを防止する為、明らかな誤字脱字等を除き、省略せず原文のまま記載します。)</p>	<p>「全部認容」を求める。 ア. 「(1) 行政不服審査法の趣旨について」に対し、 審査請求人は「国民」であり、「…目的を表わしたに過ぎない」との記述表現は、「同法」の当該趣旨、同人の当該行為、及び処分庁自らの「事務手続上の違反又は瑕疵」を軽視し、且つ弁明全体の内容と矛盾する。また、「行訴法」は、取消訴訟の「原告適格」について、処分等 (裁決を含む) の取消しを求める場合に、「法律上の利益を有する者」に対し認めているが、「行審法」は当該明示的に定めていない。 イ. 「(2) 本件処分における審査請求の妥当性について」に対し、</p>

そもそも、「非公開決定処分」は、物理的に無いのであるから、本来、「不開示決定処分」が適切である（このことについては、可也前から、「社会通念上の日本語の表現」として不適切である旨、指摘済である）。また、「(当該不存在部分がある場合の)一部公開」及び「1件」の各「定義」は、「(当時の)情報公開条例」中に規定されていない（このことから、処分庁は、「公開決定通知書」とし、「補足（事務連絡）」として、「同書」に添付している）。「一部公開」決定処分に対する、非公開又は不開示部分に係る審査請求は、「一部非公開」又は「一部不開示」として為すことになる（これについても、「公開決定」は不適切である）が、前者は、当該部分は存在はするが、「(当時の)6条1項各号」に該当する場合であり、後者は、当該部分そのものが存在しない場合である（「同表現」としては、「不公開」とは謂わない）と、各認識している。

「1件」については、「当該手数料の負担」について恩着せがましい（つまり、県も含め、全国的にも手数料無料、白黒1ページ10円であるにも拘わらず、当町では、当該1件200円、1ページ20円を徴収している…との意味である…）記述表現であると捉えるが、審査請求人は、国の各省庁を例として、「1枚の請求書（申請書）」中に、常識的な大枠での同一の件を、「〇〇に係る、①〇〇、②〇〇…」と記載しているので、「1件」との認識であり、国の各省庁も当該対応をしている。

以上について特に反論するが、当該申請者は、当該行政運営に係る情報について、「知る権利」に基づき、知りたいが為、手数料を負担し、適正に公開又は開示請求を為している。同者、当該不存在による決定の場合は、物理的に無いものは無いのであるから、審査請求人として、「取消し」を求めているのではなく、「不存在の起因」たる「事務手続上の違反又は瑕疵（つまり、『不適正な運営』）」に対し「是正（つまり、「適正な運営の確保」）」を求めているのであり、行審法における本旨である（つまり、審査請求を為さなければ、当該違反又は瑕疵は没却され、将来に亘っても、同人の「権利利益の救済」につながらないこと。「…そぐわない」との記述表現は、失投である）と思料且つ主張する。以上から、処分庁による「棄却の求め」は、同人の権利利益を侵害するものであり、全く以て失当であるため。

〈その他〉

本件「弁明書（副本）」の受理到達は、当該「審査請求書」送付到達から約1年3ヶ月を費やしており、先ず、その遅滞について弁明すべきである旨、また、本件「反論書提出」に係るものを含め、「当町における行政不服審査制度」に係る記事（書式等）が、「HP」中に一切記事がない旨、各指摘する。

諮問第2号について

<p>諮問の概要 (令和6年度諮問第2号)</p>	<p>不服申立て事案についての諮問 (情報公開審査会) (公開請求する公文書の名称) 『井川町廃棄物の処理及び清掃に関する条例第25条各項』に基づく『令和3年度井川町廃棄物処理計画』に係る告示</p>
<p>実施機関</p>	<p>井川町長</p>
<p>決定年月日</p>	<p>令和5年3月13日 (公文書非公開決定)</p>
<p>決定の理由</p>	<p>当該公文書が存在しないため (当該文書が作成されていない)</p>
<p>不服申立て年月日</p>	<p>令和5年3月23日</p>
<p>諮問年月日</p>	<p>令和6年6月14日</p>
<p>審査請求理由の概要</p>	<p>請求文書の不存在 (不作成) は井川町廃棄物の処理及び清掃に関する条例第25条各項に違反するため、是正されるべき</p>
<p>弁明書の概要</p>	<p>本件審査請求を棄却するとの裁決を求める。 井川町廃棄物の処理及び清掃に関する条例第25条では、下記の通り定められている。 (一般廃棄物の処理計画) 第25条 町長は、一般廃棄物の処理について、規則で定めるところにより、一般廃棄物処理計画を定め、これを告示するものとする。 2 前項に規定する計画に重要な変更があったときは、その都度告示するものとする。 事務担当課である町民生活課に確認したところ、令和3年度において、井川町廃棄物の処理及び清掃に関する条例第25条第2項で定める「重要な変更」がなかったため、告示を行っていないという回答があった。 以上の理由から、請求文書について、作成されていないため不存在であるという理由を付した当該処分を行った。 本件審査請求は、形式上、公文書の非公開決定処分について不服を申し立てているものの、実態として、公文書の非公開決定処分に対するものではなく、情報公開請求の対象となった告示がなされていないことについて、請求人の考える限りにおいて失当であることについて不平を述べ、町側に対して告示等を行うなどの作為を求めることで「適正な運営の確保」を求めているものである。 仮に審査請求人の考える「適正な運営の確保」が為されたところで、審査申立人自らが個人的に利益を得られるものではない。</p>
<p>反論書 (審査請求人の不利益になることを防止する為、明らかな誤字脱字等を除き、省略せず原文のまま記載します。)</p>	<p>「全部認容」を求める。 ア. 「(1) 行政不服審査法の趣旨について」に対し、 審査請求人は「国民」であり、「…目的を表わしたに過ぎない」との記述表現は、「同法」の当該趣旨、同人の当該行為、及び処分庁自らの「事務手続上の違反又は瑕疵」を軽視し、且つ弁明全体の内容と矛盾する。また、「行訴法」は、取消訴訟の「原告適格」について、処分等 (裁決を含む) の取消しを求める場合に、「法律上の利益を有する者」に対し認めているが、「行審法」は当該明示的に定めていない。 イ. 「(2) 本件処分における審査請求の妥当性について」に対し、 「廃掃条例第5条第1項」では、「…一般廃棄物の処理計画を定め、これを告示するものとする。」と、また、「同2項」では、「…重要な変更があったときは、その都度告示するものとする。」と、各規定されている (「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条各項」並びに「同法施行規則第1条の3」参照)。つまり「同計画」は毎年度必ず定めなければならない、「本来作成保有されるべき文書」であり、また、</p>

「重要な変更があったとき」は、「併せ公開対象となるべき文書」である（条文の解釈以前の、「日本語の解釈」の問題であり、また、自ら当該義務を規定しておきながら、違反又は瑕疵である）。さらに、不存在の場合は、（可也前から指摘してきたが、）物理的に無いのであるから、「非公開」ではなく、「不開示」決定処分が適切である。

ウ. 「(3) 本件審査請求の妥当性について」に対し、審査請求人は、当該文書が物理的にないものであるから、「取消し」を求めているのではなく、「不存在の起因」たる「事務手続上の違反又は瑕疵（つまり、『不適正な運営』）」に対し、「是正（つまり、『適正な運営の確保』）」を求めているのであり、行審法における本旨である（つまり、審査請求を為さなければ、当該違反又は瑕疵は没却され、将来に亘っても、同人の「権利利益の救済」につながらないこと）と、思料且つ主張する。

以上から、処分庁による「棄却の求め」は、同人の権利利益を侵害するものであり、全く以て失当である為。なお、詳細については、本件「審査請求書」記載のとおりである。

〈その他〉

本件「弁明書（副本）」の受理到達は、当該「審査請求書」送付到達から約1年3ヶ月を費やしており、先ず、その遅滞について弁明すべきである旨、また、「(2) 3/3の2～3行目」から、「同書（同本）」は総務課総務班により、作成されたことは明らかであるが、本来、本件処分庁（貴職部局ではあるが町民生活課住民生活班）が作成（弁明）すべきである旨、各指摘する。

諮問第3号について

<p>諮問の概要 (令和6年度諮問第3号)</p>	<p>不服申立て事案についての諮問 (情報公開審査会) (公開請求する公文書の名称) 町指定ごみ袋以外のポリ袋等の使用による一般廃棄物の排出 (シール貼付の上の収集拒否) に係る即時強制について廃掃条例に基づく告示 (令和3年11月18日以前かつ直近のもの)</p>
<p>実施機関</p>	<p>井川町長</p>
<p>決定年月日</p>	<p>令和5年4月5日 (公文書非公開決定)</p>
<p>決定の理由</p>	<p>当該公文書が存在しないため (当該文書が作成されていない)</p>
<p>不服申立て年月日</p>	<p>令和5年4月26日</p>
<p>諮問年月日</p>	<p>令和6年6月21日</p>
<p>審査請求理由の概要</p>	<p>当該家庭ごみ不収集に係る即時強制の義務を課するにあたり、条例での規定又は告示がないのであるから、法的拘束力はなく、義務を課することはできず、当該即時強制は是正されるべき</p>
<p>弁明書の概要</p>	<p>本件審査請求を棄却するとの裁決を求める。 当町のごみ収集業務にあたっては「井川町廃棄物の処理及び清掃に関する条例」及び同条例施行規則に基づき実施しており、町は基より、指定事業者、町民が協力して廃棄物の発生の抑制、再生利用の促進及び廃棄物の適正な処理を進めている。同条例では下記の通り規定している。 (指導及び助言) 第6条 町長は、廃棄物の適正処理及び再生利用の推進に関し、必要と認めるときは、町民及び事業者に対し、指導又は助言を行うことができる。 (町民の責務) 第10条 2 町民は、廃棄物の減量及び適正な処理の確保等に関し、町の施策に協力しなければならない。 したがって、適正処理及び再生利用の推進に反して、一目瞭然に分別のできない、町が作成した袋ではない独自の袋で排出されたため、収集できない旨を記載したシールを当該袋に貼付し、適正処理に協力するよう指導したものであり (行政指導)、即時強制には当たらない。 以上の理由から、請求文書について作成されていないため不存在であるという理由を付した当該処分を行ったものであり、当該処分は妥当である。 本件審査請求は、形式上、公文書の非公開決定処分について不服を申し立てているものの、実態として、公文書の非公開決定処分に対するものではなく、情報公開請求の対象となった告示がなされていないことについて、請求人の考える限りにおいて失当であることについて不平を述べ、町側に対して告示等を行うなどの作為を求めることで「適正な運営の確保」を求めているものである。 仮に審査請求人の考える「適正な運営の確保」が為されたところで、審査申立人自らが個人的に利益を得られるものではない。</p>
<p>反論書 (審査請求人の不利益になることを防止する為、明らかな誤字脱字等を除き、省略せず原文のまま記載します。)</p>	<p>「全部認容」を求める。 ア. 「(1) 行政不服審査法の趣旨について」に対し、審査請求人は「国民」であり、「…目的を表わしたに過ぎない」との記述表現は、「同法」の当該趣旨、同人の当該行為、及び処分庁自らの「事務手続上の違反又は瑕疵」を軽視し、且つ弁明全体の内容と矛盾する。 イ. 「(2) 本件処分及び行政指導の妥当性について」に対し、処分庁は、本件「ごみ未回収」について、「行政指導」としているが、そもそも当該行為は、「即時強制 (即時執行)」である。「同強制 (同執行)」を為すには、法</p>

律又は条例の根拠を必要とする。しかし、「廃掃条例」中に当該規定はなく、「違法又は不当な公権力の行使」に当たる。つまりは、「適正処理に協力するよう求めた行為は即時強制には当たらない」との弁明は、全く以て失当である（つまり、「…求めた行為」までは「(根拠となる義務規定のない) 行政指導」と謂えたとしても、当該求める前に、既に「当該シール」を当該袋に貼付し、町内会員の面前にさらしたからである）。

ウ. 「(3) 本件処分における審査請求の妥当性について」に対し、

「行訴法」は、取消訴訟の「原告適格」を、処分等(裁決を含む)の取消しを求める場合に、「法律上の利益を有する者」に対し認めているが、「行審法」は当該明示的に定めていない。また、審査請求人は、当該文書が物理的にないのであるから、「取消し」を求めているのではなく、「不存在の起因」たる「事務手続上の違反又は瑕疵(つまり、『不適正な運営』)」に対し、「是正(つまり、『適正な運営の確保』)」を求めているのであり、行審法における本旨である。(つまり、審査請求を為さなければ、当該違反又は瑕疵は没却され、将来に亘っても、同人の「権利利益の救済」につながらないこと。「…そぐわない」との記述表現は失当である)と、思料且つ主張する。

以上から、処分庁による「棄却の求め」は、同人の権利利益を侵害するものであり、全く以て失当である為。なお、詳細については、本件「審査請求書」記載のとおりである。

〈その他〉

本件「弁明書(副本)」の受理到達は、当該「審査請求書」送付到達から約1年2ヶ月を費やしており、先ず、その遅滞について弁明すべきである旨、指摘する。

今後の審査会の開催方法について（書面開催方式の導入）

審査会の開催方法について、委員の皆様が会場に集まり開催する方式の他、書面にて資料を確認し、意見を取りまとめて審議する「書面開催方式」を導入いたします。

答申案の審議・承認や、事前意見書での審議で十分だと判断される場合には、原則書面にて開催します。

なお、書面開催の場合であっても、審査会1回当たりの件数は、1時間の審査会で審議できる件数を目安に設定し、審議することとします。

	現行	今後
開催方法	・会場参集方式	・会場参集方式 ・書面開催方式
1回当たりの審議時間	1時間	1時間